

## ○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月26日

組合条例第43号

改正 平成14年3月29日組合条例第58号 平成14年12月20日組合条例第59号

平成17年3月18日組合条例第71号 平成19年11月6日組合条例第87号

(準用規定)

第1条 本組合の職員の育児休業等に関する条例については、美咲町職員の育児休業等に関する条例(平成17年美咲町条例第45号)を準用する。

附 則(平成4年3月26日組合条例第43号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 育児休業法附則第5条第2項に規定する育児休業給(以下「育児休業給」という。)の月額額は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第114条第3項の規定に基づき算定される掛金の合計額に相当する額とする。
- 3 前項に定めるもののほか育児休業給の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
- 4 職員に育児休業給が支給される間、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例第2条第1項中、「及び退職手当」とあるのは、「、退職手当及び育児休業給」とする。
- 5 柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和56年組合条例第21号)は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日組合条例第58号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第143号。以下この条例において「改正法」という。)の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員(改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。)については、改正法の規定による改正後の育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

- 2 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則(平成14年12月20日組合条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する柵原吉井特

別養護老人ホーム組合職員の育児休業等に関する条例第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは「3月以内」とする。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日組合条例第 71 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 6 日組合条例第 87 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。